

4 未然防止の取り組み

(1) いじめに関する共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）が体罰やいじめを助長することがあることを踏まえ、教職員が率先して正しい言語活動と思いやりのある助言を行うように努め、暴力や暴言の無い安全・安心な学校づくりを学校全体で取り組んでいく。

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。常日ごろから、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの方策を工夫し実践していく。また、保護者への啓発として、いじめに関する情報提供を積極的に行っていく。

(2) 職員研修

全ての教職員の共通認識を図るため、「人権教育推進委員会」が中心となり、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする「道徳教育」や「人権教育」・「特別支援教育」など生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を講師に招き、より実効的ないじめの問題の解決に資する教職員の職能開発を計画的に行う。

生徒に対する教育では、生徒指導の機能を重視した「分かる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取り組み）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止を目途に教師力の向上を図る。

学校評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるように留意する。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

ロングホームルームや総合的な学習の時間を始めとした学校の教育活動全体の中で、年間計画に位置づけられた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により「いのちを大切にするキャンペーン」や「いじめゼロ宣言」などの活動により生徒の社会性を育むとともに、生徒の自発的な活動を支援し、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、過度の競争意識や勝利至上主義を抑え、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) 早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査及び相談箱の活用、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、いじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。さらに、早期発見のための一助として、インターネットを通じた窓口の周知に尽力する。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。そして、学校における相談窓口として各学年に相談窓口となる担当職員をおくとともに、学校ホームページに「学校生活相談窓口」及び「教育相談窓口」を掲示し、いじめの早期発見に尽力する。さらに、職員に生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に教育相談体制を点検・改善する。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。